

重要なお知らせ

弊社名義車両の一括変更登録に関するご案内

このたび、弊社は国土交通省と協議の結果、下記日程で対象車両に登録識別情報制度を利用して、国土交通省のデータファイルの所有者情報（名称・住所）を最新の情報に変更する「一括変更登録」を実施することとなりました。

対象車両につきましては変更実施日に、各運輸支局の窓口にて下記の一部申請が中止されますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

本件はお客様が車両をご利用されることに影響を及ぼすものではございません。

ご迷惑をおかけし大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、ディーラー・カスタマーサービス・センターまでお問い合わせをお願いいたします。

（本件に関するお問合せ先）

ディーラー・カスタマーサービスセンター TEL：03-5656-3251 ガイダンス4

受付時間：月～金・・・9：30 ～ 19：00 / 土・日・祝日・・・9：30 ～ 18：00

（年末年始、当社指定休日を除く）

- 一括変更登録に関してのご説明 -

1. 変更実施日

2020年01月15日（水）

2. 対象車両

車検証タイプがBタイプで、かつ、備考欄に次の所有者名称・住所の記載がある車両。

所有者の名称	メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社
所有者の住所	東京都港区六本木1-9-9

※ ただし、変更実施日前日までに弊社から変更用の委任状や移転用の譲渡書類を発送し、国土交通省へ登録識別情報を提供した車両については車検証の表記が上記であっても対象外となります。対象車両かどうかご不明な場合は、ディーラー・カスタマーサービスセンターまでお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

車検証Bタイプ

自動車検査証			
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
使用者の名称	登録 太郎		
使用者の住所	*****		
【本自動車検査証発行時における所有者情報】			
所有者の名称 メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社			
所有者の住所 東京都港区六本木1-9-9			

備考欄の所有者の名称と住所が上記の車検証が対象となります。

3. 変更実施日にお取り扱いできない窓口業務

変更登録、移転登録、一時抹消登録、永久抹消登録、輸出抹消仮登録、自動車検査証記入、番号変更。

※ 変更実施日の当日に、各運輸支局内の書類交付窓口で変更用の委任状をお受け取りいただいても、申請窓口では申請は受理されませんので特にご留意ください。

尚、新規検査登録、継続検査、臨時検査、検査証再交付等は通常通り実施可能です。

4. 実施日以降の注意事項

車両に備え付けの車検証はそのままご利用可能です。

対象車両の車検証備考欄の所有者情報は旧情報のままですが、国土交通省の自動車登録ファイルは最新の所有者情報に変更済ですので、所有者情報の変更登録申請の必要はありません。実施日以降、対象車両を移転登録や変更変更する際は、弊社の履歴事項証明書の添付は必要なくなります。

以上